

さくうん居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 昨雲会が設置する、さくうん居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じた介護サービス等を利用するための居宅サービス計画を作成し、当該計画に基づいて適切なサービスが提供されるよう事業者や関係機関との連絡・調整を行うことにより、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

3 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、関係医療機関、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、障害福祉施設等との連携に務める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 さくうん居宅介護支援事業所

(2) 所在地 福島県喜多方市松山町村松北原 3634-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 所長 1名（常勤兼務・介護支援専門員または主任介護支援専門員）

事業所の統括、介護支援専門員業務等

(2) 管理者 1名（常勤兼務・主任介護支援専門員）

事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(3) 介護支援専門員 1名以上（常勤専従）

要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

(しかし、第1土曜日、第3土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、8月13日～15日、12月31日～翌年1月3日は休日)

(2) 営業時間 午前8時45分から午後5時までとする。

(しかし、土曜日は、午後12時30分)

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 利用者等への情報提供 居宅サービス計画作成開始にあたっては、利用者及び家族に対し、当該地域における指定居宅介護サービス事業者名、サービス内容、利用料、複数の居宅サービス事業者等を紹介できるよう求めることができること等の情報を提供し、利用者又はその家族のサービスの選択が可能となるように支援する。

2 課題分析の実施

課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行い、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握する。

3 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作

成する。

4 サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求める。

5 居宅サービス計画の説明、同意及び交付

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等について、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。

6 サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。介護支援専門員は、特段の事情が無い限り、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者との面接を行い、モニタリングの結果を記録する。

(指定居宅介護支援の利用料等)

第7条 居宅介護支援の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

- 1 法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）による。
- 2 提供した指定居宅介護支援について法定代理受領以外の利用料の支払を受けた場合、領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、喜多方市（塩川町・山都町・高郷町は除く）とする。

(事故発生時の対応)

第9条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(秘密の保持)

第10条 介護支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。退職後においても秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「当法人策定のガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

- 1 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 2 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 3 その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(身体拘束等の禁止に関する事項)

第13条 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

1 従業者への定期的な身体拘束等の適正化についての研修の実施

2 ベッド転落防止のためにベッド柵を4本使用する等の身体拘束を行う場合は、その必要性についてサービス担当者会議等で検討し記録する。モニタリング等で定期的に状況を把握しつつ、事業所内会議で毎月検討する。

(相談、要望、苦情の窓口)

第14条 提供した指定居宅介護支援に対する利用者からの相談、苦情等に迅速かつ親切に対応するため、相談窓口の設置の他必要な措置を講じる。

(災害発生時及び感染症発生時の対応)

第15条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供されるよう支援する。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 管理者は、介護支援専門員の心身の健康状態について管理する。

2 介護支援専門員の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、ハラスメントの防止、認知症ケア、介護予防等の事項に関し、研修への参加の機会を確保する。

3 介護予防支援業務の委託を受けるに当たっては、介護支援専門員1人当たり8件を上限とするとともに、適正な業務の実施に務める。

4 事業所内に情報の公表や加算等の資料の掲示を行う。

5 居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

6 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保について整備する。

7 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練の定期的な開催などを整備する。

8 ICTの活用を整備する。

9 居宅サービス計画等の割合等について文書により説明を行う。

10 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を週1回程度開催する事とし、予め年度計画を策定する。

11 24時間常時連絡できる体制を整備する。

12 地域包括支援センターから支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備する。

13 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加する。

14 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保する。

15 介護支援専門員1人当たり(常勤換算方法による)の担当件数は、39件までとする。

16 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修等を実施する事とし、予め年度計画を策定する。

17 居宅サービス計画作成に当たっては、必要に応じて多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成する。

18 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人昨雲会と当事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月1日から施行する。